

2009年度 社団法人 札幌青年会議所運営原則申し合わせ事項（案）

1. 三 役 会

- ① 三役会の総括責任者は専務理事とする。
- ② 三役会の構成は理事長・直前理事長・副理事長・専務理事・特別議長・特別委員長とする
- ③ オブザーバーは事前に専務理事の要請又は許可によって出席できる。
- ④ 三役会の上程資料は上程書提出締切日までに定められた形式をもって作成し、E-mailの送信にて、総務運営委員会（事務局）に提出する。
- ⑤ 必要に応じて臨時三役会を開催することがある。
- ⑥ 会議開始は18：30とする。

2. 理 事 会

- ① 理事会の総括責任者は専務理事とする。
- ② 理事会の構成は理事長・直前理事長・副理事長・専務理事・監事・特別議長・議長・理事・特別委員長とする。
- ③ 委員長・事務局長はオブザーバーとして出席する。なお、やむを得ず欠席する場合は必ず代理者を出席させる
- ④ 委員長は議長の許可を得て発言することができる。なお、協議に関する議案上程は原則として、委員長・事務局長が行うこととする。
- ⑤ オブザーバーは事前に専務理事の要請又は許可によって出席できる。
- ⑥ 理事会の議事録作成は議長とする。なお、その実務は議長の指名した者が行う。
- ⑦ 議案提出者は議決権を持つ理事会構成員に限る。
- ⑧ 議案提出者は原則として上程書提出締切日までに定められた形式をもって作成し、E-mailの送信にて、総務運営委員会（事務局）に提出する。
- ⑨ 会議開始は18：30とする。

3. 室 会 議

- ① 室会議の総括責任者は室長とする。
- ② 室会議の構成は各室については副理事長・委員長・副委員長・委員とする。理事長・直前理事長・専務理事・監事・特別議長・議長・特別委員長は室会議に出席できる。
- ③ オブザーバーは事前に室会議の総括責任者の要請又は許可によって出席できる。
- ④ 室会議の議長は総括責任者がこれにあたる。
- ⑤ 室会議の議事録作成は議長とする。なお、その実務は議長の指名した者が行う。

4. 委員会

- ① 委員会は定款並びに規定に準じて運営する。
- ② オブザーバーは、事前に委員長の要請又は許可によって出席できる。
- ③ 委員会等諸会議運営費は事務局より支出されたものを使用し、その使用に際しては厳正さを期する。

5. 委員会等諸会議運営費

- ① 委員会等諸会議運営費は一律30,000円とし、事務局を通して請求する。

附 則

この運営原則申し合わせ事項は、平成21年1月1日から施行する。